

川崎区企業市民交流事業推進委員会公募委員選考委員会設置要領

(目的及び設置)

第1条 川崎区企業市民交流事業推進委員会委員公募要領第6条第3項の規定に基づき、公募委員の選考を行うことを目的に、川崎区企業市民交流事業推進委員会の公募委員選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 区長
- (2) 副区長
- (3) 区民サービス部長
- (4) 地域みまもり支援センター所長
- (5) 大師支所長
- (6) 田島支所長
- (7) 道路公園センター所長
- (8) まちづくり推進部総務課長

(委員長)

第3条 委員のうち一人を委員長とし、区長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、副区長をもって充てるものとし、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、原則として、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、まちづくり推進部地域振興課に置く。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月17日から施行する。